

赤塚税務会計事務所通信

年金制度と税

～所得控除と公的年金等控除～

あっという間に今年も半分が経過してしまいました。この時期は、社会保険の基礎算定届の時期でもあり、社会保険料もなかなか馬鹿にならない金額だと改めて気付かされますね。

さて、今回は年金制度と税との関係についてまとめてみましたのでご覧ください。

社会保険料

いわゆる狭義の社会保険料(健康保険と厚生年金)については、事業主と労働者が折半で保険料を負担します。事業主が負担する保険料は、損金又は必要経費となります。また、労働者が負担した保険料は、全額が社会保険料控除(扶養控除等の所得控除の一種)として、所得税の計算時に控除されます。実務的には、年末調整を通じて、会社で計算をしていますので、労働者本人が社会保険料控除を受けているという実感は少ないかもしれませんね。

将来受け取る年金額については、会社が負担した分についても反映されますので、労働者にとってはありがたい制度といえるでしょう(労働者にとっては強制加入の制度なので、手取りが少なくなるからいやだというご意見もあると思いますが・・・)。

国民年金基金

国民年金基金とは、主に社会保険制度に加入していない自営業者を対象とした年金の上乗せ制度です。将来受け取ることができる年金額が確定している(毎月の掛金は性別と加入時の年齢によって異なります。)ことから確定給付型の年金制度と呼

ばれます。

支払った掛金は、国民年金保険料と同様に全額が社会保険料控除として所得税の計算時に控除されます。

企業型 DC

企業型 DC とは確定拠出型の年金制度の1種です。確定拠出型とは、毎月の掛金が一定であり、将来受け取る年金額は、運用成績によって異なるものです。企業型 DC では、企業が従業員のために掛金を支払い、従業員は自分で年金資産を運用していくことになります。従業員が自ら掛金を上乗せ(マッチング拠出)することもできます。

企業が支払った掛金は、全額損金となり、マッチング拠出をした場合に、従業員が負担した掛金は、小規模企業共済等掛金控除として、全額が所得控除の対象となります。

iDeCo(個人型確定拠出年金)

iDeCo は、加入者本人が自らの年金資金を準備するために、掛金を支払い、運用する制度です。

～裏面に続きます～

自営業者など、厚生年金に加入していない人はもちろん、厚生年金に加入している人でも加入することができます。ただし、毎月の掛金限度額は、厚生年金に加入している人と加入していない人では異なります。

自営業者などの厚生年金に加入していない人にとっては、将来の年金のために自身で掛金を負担するという意味では国民年金基金と同じです。ただし、国民年金基金は、加入時点で将来の受取額が確定しているのに対して、iDeCo の場合は、運用成績に応じて将来の受取年金額が変動する点異なります。

支払った掛金は、小規模企業共済等掛金控除として、全額が所得控除の対象となります。

年金受給時の税金

年金を受け取った場合には、雑所得として所得税の対象となります。上記に掲げた年金については、収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額が雑所得の金額となります。

$$\text{雑所得額} = \text{収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等控除額は、年齢、年金額、年金以外の所得額に応じて異なりますが、65 歳未満の場合は年金額が 60 万円まで、65 歳以上の場合は年金

額が 110 万円までは所得金額はゼロとなります。

また、企業型 DC や iDeCo などの確定拠出年金制度では、年金の受け取りではなく、一時金として受給できる場合があります。

この場合は、雑所得ではなく、退職所得となり、収入金額から退職所得控除を差し引いた金額が退職所得の金額となります。

$$\text{退職所得額} = \text{収入金額} - \text{退職所得控除額}$$

退職所得控除額は、勤続年数により異なります。勤続年数が 20 年以下の場合には、勤続年数×40 万円が控除額となり、勤続年数が 20 年超の場合には、800 万円+70 万円×(勤続年数-20 年)が控除額となります。

まとめ

最近では、70 歳まで働く時代といわれることもありますが、老後資金をどのように準備しておくかは、頭を悩ませる問題のひとつですね。老後資金は全て預貯金でまかなうという方法も決して悪くないと思いますが、税金の優遇措置という意味では、今回ご紹介した国民年金基金、企業型 DC、iDeCo などを検討してみるのもいいかと思います。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！